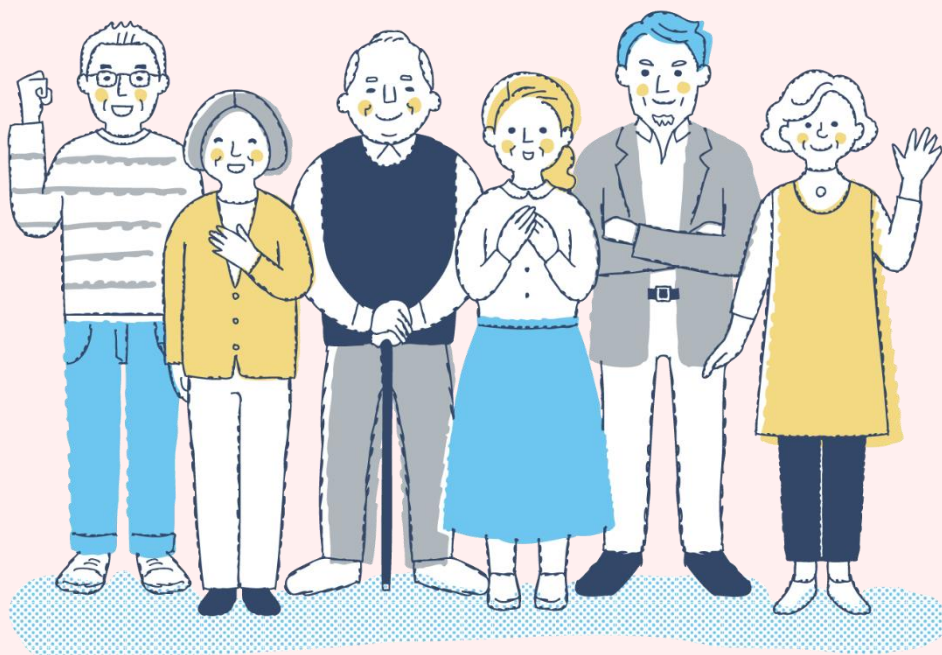


第9期 柏原市 高齢者いきいき元気計画

[第9期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画]

(令和6年度～令和8年度)



令和6(2024)年3月

柏原市

はじめに

我が国の高齢化率は上昇傾向にあり、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者を迎え、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となります。その頃の高齢化率は約35%になると見込まれています。

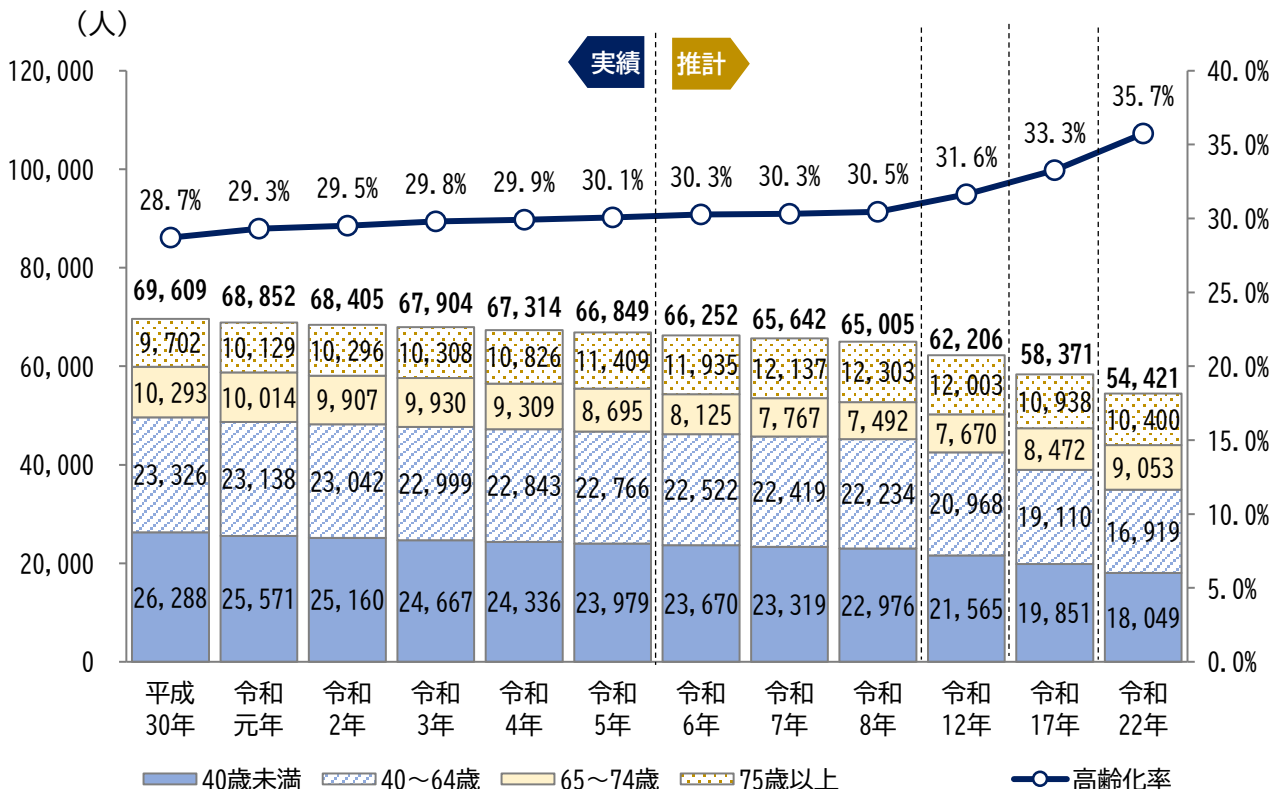
柏原市においても高齢化率は上昇傾向にあり、今後も高齢化率は30%を超える見込みとなっております。そのような超高齢社会において、医療や介護の需要が高まる中、高齢者が安心して、生きがいのある生活ができるよう「第9期柏原市高齢者いきいき元気計画」を策定いたしました。

本計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる**地域包括ケアシステムの深化・推進**を目指すことを理念とし、「**人権の尊重**」、「**いきいきした社会の実現**」、「**住み慣れた地域での暮らしの支援**」、「**自立した生活の支援**」を基本的な視点としております。それらを念頭におき、関係機関・団体のみなさまや、健康やスポーツなど複数の部署の市職員で構成される健康づくりプロジェクトチームが連携し、介護予防・健康づくり施策の充実、認知症施策の推進などに取り組み、市民のみなさまの健康寿命の延伸を図り、「健康長寿のまち柏原」にしていきたいと思います。

人口の推移と推計

本市の人口推計をみると、高齢者人口が減少するため9期計画期間中の高齢化率の伸びはゆるやかになると予測されますが、要介護度が高くなる75歳以上人口は増加することが見込まれます。

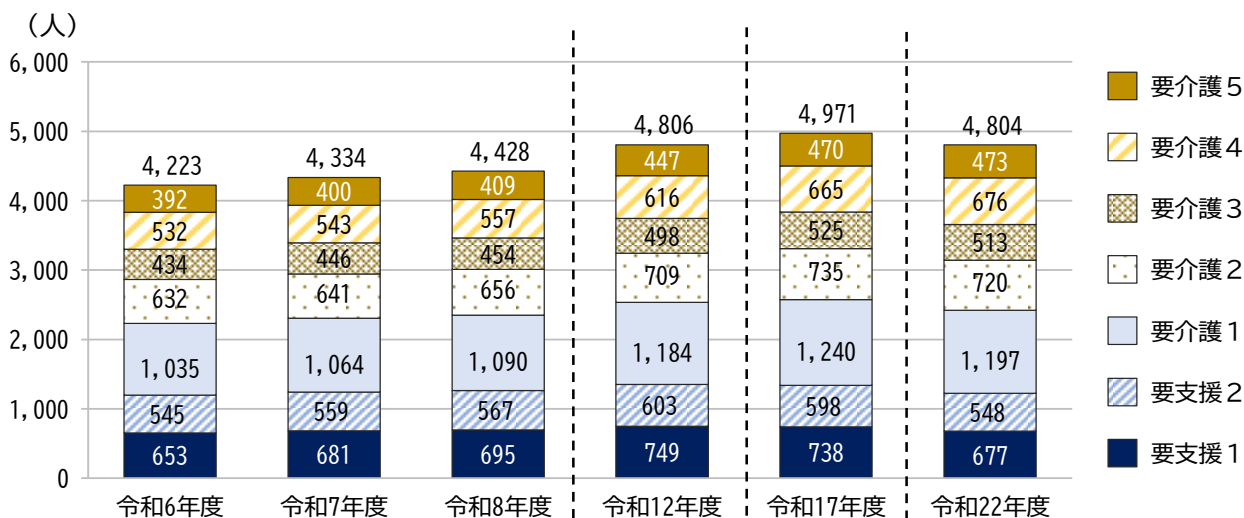
その後については、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22(2040)年に向けて65~74歳人口が増加する一方で、40歳未満、40~64歳未満(第2号被保険者)の人口がさらに減少し、高齢化率が35.7%に上昇すると見込まれています。



資料：住民基本台帳人口（各年9月末）、推計値はコーホート変化率法により算出

要介護認定者数の推移と推計

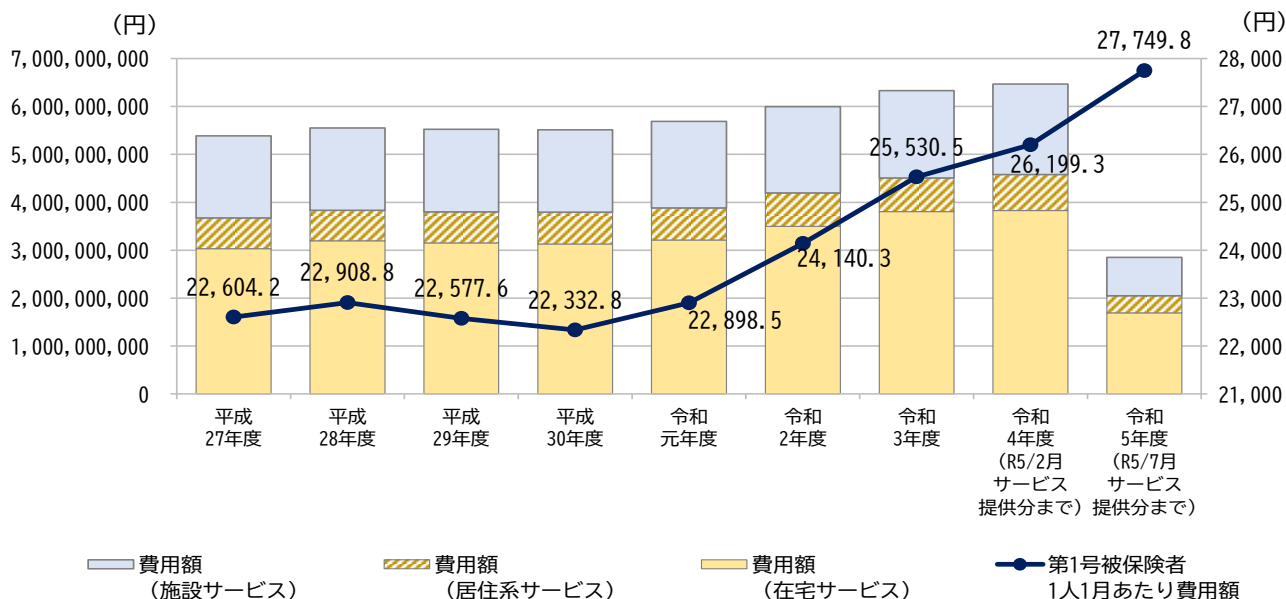
今後、要介護認定者数は増加していくとみられ、令和8（2026）年には4,428人と、令和5（2023）年9月末の4,179人より249人増加すると見込まれています。要介護認定者数の増加傾向は令和17（2025）年前後まで続き、その後は減少に転じるとみられます。



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計

介護費用額の推移

第1号被保険者1人1月あたり費用額は上昇しており、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度で一旦下降しますが、令和4（2022）年度で26,199.3円となっています。サービスの種類による内訳は、在宅サービスが6割近くを占めています。



【出典】【費用額】平成27年度から令和3年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和4年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和5年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

資料：地域包括ケア「見える化」システム(R6.1.14取得)

地域包括ケアシステムの深化による地域共生社会の実現

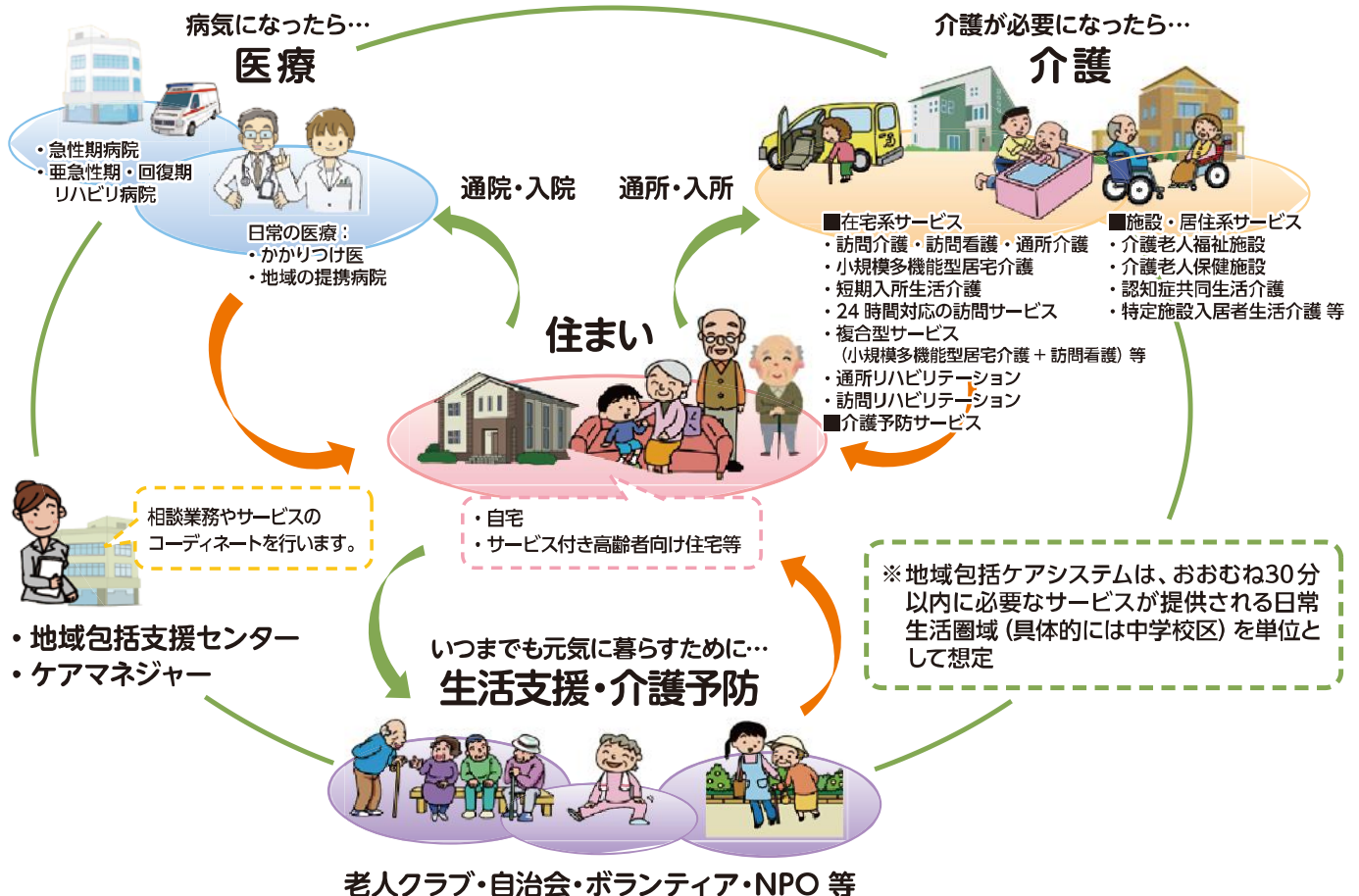
地域包括ケアシステムとは、本格的な高齢社会において、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支えるため、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、「①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく地域づくりのことです。

地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進します。地域包括支援センターは業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待できます。あわせて、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要であり、地域共生社会の実現を進めます。

また、デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備を進めるとともに、給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化により保険者機能を強化し、地域包括ケアシステムの深化を図っていきます。

地域包括ケアシステムの姿

地域での生活を支える介護・予防・医療・生活支援・住まい



介護保険サービスの見込量

住み慣れた自宅や地域での生活支援に向けて、主に居宅サービスと地域密着型サービスが増加していくと見込んでいます。

居宅サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護（ホームヘルプサービス）	9,900人	10,020人	10,308人
訪問入浴介護	264人	264人	288人
訪問看護	5,844人	6,024人	6,204人
訪問リハビリテーション	660人	672人	696人
居宅療養管理指導	10,092人	10,416人	10,716人
通所介護（デイサービス）	8,520人	8,616人	8,856人
通所リハビリテーション（デイケア）	1,716人	1,752人	1,812人
短期入所生活介護（ショートステイ）	1,896人	1,956人	2,004人
短期入所療養介護	96人	96人	96人
特定施設入居者生活介護	1,980人	2,004人	2,064人
福祉用具貸与	16,260人	16,404人	16,848人
特定福祉用具販売	336人	336人	336人
住宅改修費	324人	336人	324人
居宅介護支援	23,040人	23,532人	24,168人

介護予防サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問入浴介護	0人	0人	0人
介護予防訪問看護	660人	672人	684人
介護予防訪問リハビリテーション	96人	96人	96人
介護予防居宅療養管理指導	360人	372人	384人
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	132人	132人	132人
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	24人	24人	24人
介護予防短期入所療養介護	0人	0人	0人
介護予防特定施設入居者生活介護	60人	60人	60人
介護予防福祉用具貸与	4,452人	4,596人	4,680人
特定介護予防福祉用具販売	96人	96人	96人
介護予防住宅改修費	120人	120人	132人
介護予防支援	4,764人	4,920人	5,016人



施設サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3,516 人	3,516 人	3,516 人
介護老人保健施設	1,920 人	1,920 人	1,920 人
介護医療院	144 人	144 人	144 人

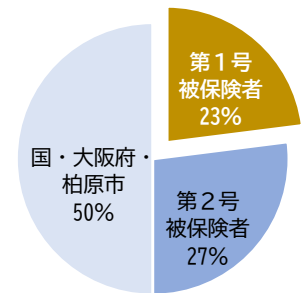
地域密着型サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護	264 人	264 人	264 人
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1,560 人	1,572 人	1,620 人
認知症対応型通所介護	0 人	0 人	0 人
夜間対応型訪問介護	0 人	0 人	0 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	372 人	372 人	372 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 人	0 人	0 人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	396 人	396 人	408 人
看護小規模多機能型居宅介護	132 人	132 人	144 人
地域密着型通所介護	4,200 人	4,308 人	4,428 人

介護予防地域密着型サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	0 人	0 人	0 人
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	0 人	0 人	0 人
介護予防認知症対応型通所介護	0 人	0 人	0 人



第9期保険料

第9期介護保険事業の給付費における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%、公費が50%となっています。



所得段階	区分	乗率	月額	年額	
第1段階 第2段階 第3段階 第4段階 第5段階 (基準額)	本人 非課税	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方 ・本人の〔課税年金等収入金額+合計所得金額〕が80万円以下	0.285	1,877円	22,530円
		本人の〔課税年金等収入金額+合計所得金額〕が80万円を超え、120万円以下	0.485	3,195円	38,340円
		本人の〔課税年金等収入金額+合計所得金額〕が120万円超	0.685	4,512円	54,150円
	世帯 課税	本人の〔課税年金等収入金額+合計所得金額〕が80万円以下	0.85	5,599円	67,190円
		本人の〔課税年金等収入金額+合計所得金額〕が80万円超	1.00	6,587円	79,050円
第6段階	本人 課税	本人の合計所得金額が120万円未満	1.10	7,246円	86,960円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上、210万円未満	1.30	8,563円	102,760円
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上、320万円未満	1.50	9,880円	118,570円
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上、420万円未満	1.70	11,198円	134,380円
第10段階		本人の合計所得金額が420万円以上、520万円未満	1.90	12,515円	150,190円
第11段階		本人の合計所得金額が520万円以上、620万円未満	2.10	13,833円	166,000円
第12段階		本人の合計所得金額が620万円以上、720万円未満	2.30	15,150円	181,810円
第13段階		本人の合計所得金額が720万円以上、820万円未満	2.40	15,810円	189,720円
第14段階		本人の合計所得金額が820万円以上、1,000万円未満	2.50	16,468円	197,620円
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上	2.60	17,126円	205,520円

※第1段階～第3段階の介護保険料については、公費負担分を勘案した額です。合計所得金額は、長期譲渡所得や短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合はそれらを控除し、第1～5段階については、年金収入に係る所得額を更に控除した後の金額です。

地域支援事業

できるだけ住み慣れた地域でいきいきとした生活を送りたいという願いを実現のものとするための地域支援事業は、介護サービス、介護予防サービスと並ぶ介護保険制度の3つの柱のひとつです。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

多様化する生活支援ニーズに対応し、既存のサービスに加え、地域のボランティアを活用したサービスなど、多様なサービスを提供できる体制づくりを目指します。本市が実施している介護予防・生活支援サービスの種類は、次の通りです（令和5年度現在）。

サービスの種類	内容
訪問型サービス	
旧介護予防訪問介護相当サービス	従来の介護予防訪問介護に相当するサービス。ホームヘルパーが家庭を訪問して、入浴・排泄・食事などの日常生活を支援する。
訪問型サービスA（Ⅰ）	緩和した基準によるサービス。ホームヘルパーが家庭を訪問して、利用者と一緒に掃除・買い物・調理などの、見守りの支援を行う。
訪問型サービスA（Ⅱ）	緩和した基準によるサービス。研修を受けたサービス従事者が家庭を訪問して、掃除・買い物・調理・洗濯などの生活援助に相当する支援を行う。
訪問型サービスC （短期集中予防サービス）	閉じこもり傾向にある高齢者の生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム。
軽度生活援助サービス	元気な高齢者が家庭を訪問して、洗濯・掃除などの家事援助を行う。
通所型サービス	
旧介護予防通所介護相当サービス	従来の介護予防通所介護に相当するサービス。通所介護事業所に通って、入浴、食事サービスの提供や機能訓練などを行う。
通所型サービスA	緩和した基準によるサービス。通所介護事業所に通って、運動・レクリエーションなどを行う。
通所型サービスC （短期集中予防サービス）	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム。
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	
介護予防ケアマネジメント	利用者の身体・生活状況、本人・家族の希望に沿い、介護予防ケアプランを作成する。

一般介護予防事業

介護予防対象者把握事業

年度内に 70 歳に到達する高齢者（要介護 1～5 を除く）にフレイルに関するチェックリストを送付し、自分自身のフレイルの状態を確認し、介護予防活動として既存の事業や地域サロン等の通いの場に参加できるよう支援を行っています。地域包括支援センター等と連携し、フレイル及びプレフレイル者の掘り起こしを行い、早期の支援に繋がります。

介護予防普及啓発事業

元気高齢者向けの教室を主に、その他各種の教室を開催しています。元気高齢者、虚弱者向けの運動教室等を開催し、教室参加を通じて、高齢者の介護予防や認知症予防に繋がっていきます。

地域介護予防活動支援事業

高齢者の閉じこもり防止、高齢者同士の仲間づくり・生きがいづくりのため、高齢者が日常生活圏内で身近に介護予防に取り組めるよう、引き続き地域の介護予防の集いの場及びリーダーの育成・支援に取り組めます。

高齢者の身体機能の向上及び外出機会の創出のため、市内の各地域において市民が主体的に行う介護予防活動の普及を推進します。また、各ポイント事業の参加者を増やし、介護予防・社会参加に取り組まれる方の増加を目指します。



介護予防事業評価事業

総合事業に関するストラクチャー指標、プロセス指標、アウトカム指標、定量的指標を参考として評価を行っています。今後も国の指針に準拠する形で、評価を実施します。

地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防ケアマネジメントや自立支援型地域ケア会議等において、地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所職員へ本事業の更なる周知・普及を図ります。

2 包括的支援事業

地域包括支援センター（高齢者いきいき元気センター）事業

市とセンターの間では定期的に連携会議を開催し、センター運営や各種介護予防事業や高齢者福祉事業に関して、今後の方向性を共有します。また、柏原市高齢者いきいき元気計画委員会を地域包括支援センター運営協議会に位置づけ、定期的な点検と評価を行います。近年、多様化・複雑化する相談に対応するために、必要に応じて庁内の関係課や社会福祉協議会等の関係団体と連携し、困難事例の解決に向け、重層的支援体制整備事業の推進を行います。

在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進事業で主に想定される 4 つの場面「日常の療養支援（例：効果的かつ継続的な医療、介護の提供）」、「入退院支援（例：退院時、高齢者が在宅生活可能な環境・在宅生活に必要なサービスの整備）」、「急変時の対応（例：急変時の各関係者の役割分担の共有）」、「看取り（例：本人の意向を尊重し実現可能な方法の検討）」について、本人、家族、医療機関、ケアマネジャー、介護サービス事業所等で連携を図ります。

そして、「いかしてネットかしわら（医療と介護の連携検討会及び研修会）」の場にて、今後も継続して、

市内医療・介護関係者の連携に向けた課題とその対応策を協議し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の一体的な提供体制の構築を目指します。

生活支援体制整備事業

各生活支援コーディネーター、地域包括支援センターが連携して、市内で活動しているボランティア、住民主体の通いの場、高齢者に関わる民間企業等の地域資源を把握し、情報提供を行うとともに生活支援等のサービスの開発を行い、高齢者の多様なニーズに応えていきます。また、介護予防ケアマネジメント、地域介護予防活動支援事業とも一体的に取り組み、住民主体の互助の活動の育成を目指します。

認知症総合支援事業

認知症に関する普及啓発、予防に資する通いの場の整備、認知症初期集中支援チームの活用、認知症サポーターの活動の場の発掘等について、認知症の「共生」と「予防」を車の両輪としながら、認知症地域支援推進員と連携します。そして、チームオレンジとしての活動を増やすことを目指します。また、認知症カフェ・家族会について、事業実施者や地域住民が主体となって運営できるよう支援します。

3 任意事業

介護給付費等適正化事業

「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」及び「医療情報との突合・縦覧点検」の主要3事業を柱として、大阪府介護給付適正化計画との突合を図りながら本計画に基づいて取り組んでいきます。

家族介護支援事業

高齢者が住み慣れた自宅で家族とともに過ごせるよう、高齢者自身とその家族を支援します。介護者の精神的負担を軽減するため、認知症家族の会や介護者家族の会などを支援し、在宅介護を推進します。

その他の事業

介護保険事業を安定的に運営するために必要な事業や、高齢者が地域において自立した日常生活を送るために、地域の実情に応じて必要な事業を実施します。



高齢者福祉事業・高齢者保健事業

1 高齢者福祉事業

高齢者の生活・安全支援事業

各事業とも、介護保険制度との整合性や、事業の実績等を踏まえ、事業のあり方を検討します。

- 緊急通報システム事業 ●福祉理容助成事業 ●高齢者福祉電話貸与事業
- 生活安全支援用具給付事業 ●特殊詐欺対策機器貸与事業

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

元気高齢者支援事業や老人福祉農園は、高齢者が豊かな高齢期を過ごすための事業として実施します。

- シニア大学 ●シルバーヘルススポーツ ●老人福祉農園



老人クラブ活動補助事業

老人クラブ活動を支援することで、高齢者同士が互いに支え合う地域づくりを推進します。

シルバー人材センター運営補助事業

シルバー人材センターを支援することにより、高齢者がその能力を生かし、活力ある地域づくりを進めます。

敬老月間の事業

事業を通じて、健康増進・介護予防や消費者問題など、高齢者に向けた啓発の場とします。

- 高齢者福祉大会 ●金婚祝賀式 など

老人福祉センター事業

老人福祉センターは、指定管理者制度を導入し民間企業のノウハウで魅力的かつ効率的なセンター運営を図ります。

養護老人ホーム入所措置事業

被虐待高齢者の安全確保としての避難先を確保します。

軽費老人ホーム

高齢者の住まいの選択肢のひとつとして、軽費老人ホームの運営を支援します。

防災・防犯・感染症対策の推進

防災・防犯・感染症対策についての情報提供や周知啓発を行っていきます。

- 個別避難計画の策定 ●特殊詐欺や悪質商法等の被害情報の周知と注意喚起、相談活動
- 防災や感染症対策についての情報提供や周知啓発 など

高齢者の住環境づくり

生活に困難を抱えた高齢者の住まいの確保を支援します。

2 高齢者保健事業

市民一人ひとりが自分の健康を守る意識を高め、生活習慣の改善など行動に移せるよう保健事業を実施していきます。

健康手帳の交付

健康教育事業 ●運動教室 ●栄養教室

健康相談事業 ●保健師、栄養士などによる個別相談

健康診査事業 ●各種がん検診 ●歯周疾患検診
●骨粗しょう症検診 など

